

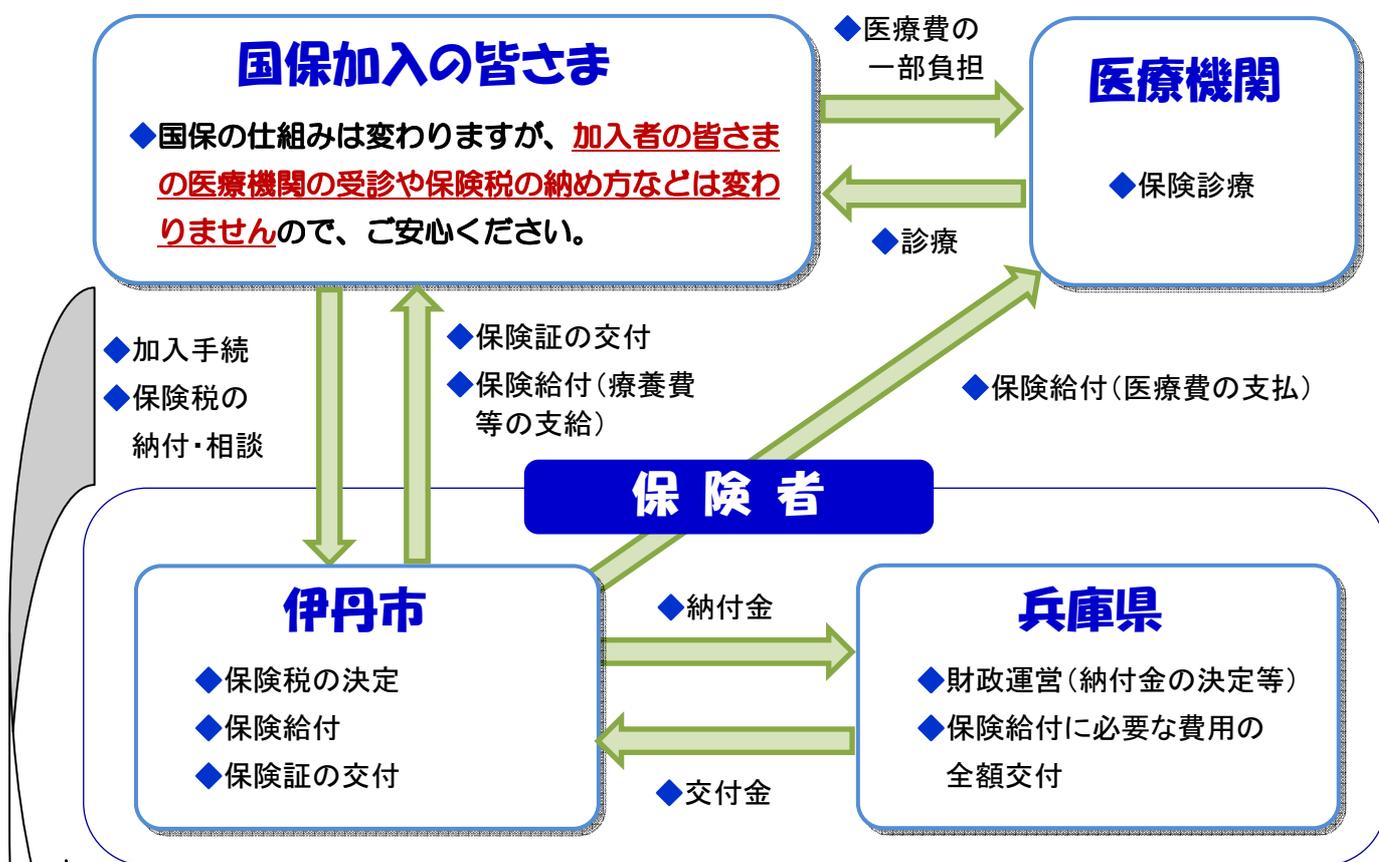
平成30年4月から

～国民健康保険制度の安定化に向けて～

新たな国民健康保険制度が始まります！

- 国民健康保険制度（以下「国保」という。）は、現在、市町それぞれが保険者となって運営していますが、**平成30年4月からは県と市町が共同保険者となって運営**します。
- 国保財政を安定させ、**国民皆保険を将来にわたり守り続ける**ことが目的です。

平成30年度からの国保の仕組み



各種手続きも、これまでと変わらず伊丹市へ

平成30年4月以降も、これまでどおり、伊丹市が窓口となり、住所変更や加入脱退の手続き、高額療養費等の給付手続き、保険証の交付などを行います。また、**保険税も伊丹市が賦課・決定し、保険税の決定通知を送付**します。

■お問い合わせ先

伊丹市役所 国保年金課 国民健康保険担当<市役所1階11番窓口> Tel.(072)784-8040

なぜ、国保制度の見直しが必要なの？

- 国保を安定的に運営するためには、一定の規模が必要ですが、現行の市町村国保においては、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い状況にあります。
- また、国保は、他の医療保険と比べると、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料負担が重いといった、構造的な問題を抱えています。
- そこで、財政運営を都道府県単位に拡大するとともに、公費負担を拡充することにより、**国民皆保険の要である国保の基盤を強化し、安定した制度として、次の世代に引き継げるようにします。**

国保運営に兵庫県が加わると、保険税はどのような？

- これまでは、市町によって医療費水準や所得の状況が異なる中で、各市町が保険料（税）を決定していたため、現在の保険料（税）は市町ごとに異なっています。**改革後も、実際の保険税は伊丹市が決定**しますが、財政運営が兵庫県に拡大することに伴い、市町間で負担を支え合うため、兵庫県内全市町で同じ保険料（税）水準に近づいていきます。
- **新制度では、兵庫県が市町ごとの所得水準、医療費水準を反映して、それぞれの納付金を決定し、伊丹市はその納付金を基に保険税を決定することになります。**
※現時点で兵庫県から納付金が示されていないため、現在の保険税と比較することはできません。
- 本市においては、改革後において保険税が急激に上昇することがないように、適切に激変緩和措置を講じるなど、新制度の円滑な施行に努めてまいります。

☆今後の保険税の上昇を抑えるためには・・・

国保加入の皆さまの医療費の伸びを抑制することができれば、保険税の上昇を抑えることができます。以下の積極的な取り組みにご協力をお願いします。

- **特定健診の受診による健康管理**
- **ジェネリック医薬品の利用**



伊丹市マスコット たみまる

制度改革により、何か変わるところはあるの？

- 平成30年4月からの主な変更点は、以下のとおりです。
 - ・ **保険証等の様式が変わります。**
兵庫県も保険者となるため、保険証等の様式が変わります。交付済み保険証等は、平成30年4月1日以降も有効期限日まで利用できます。（有効期限後に新様式に変更します）
 - ・ **高額療養費の多数回該当が兵庫県内で通算され、加入者の負担が軽減されます。**
兵庫県内の他市町に転居した場合でも、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の多数回該当（※）が通算されるようになります。
- ※ 高額療養費の多数回該当とは、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に、自己負担限度額が引き下げられる制度です。